

財政状況等一覧表（平成21年度決算）

(単位:百万円)

団体名 むつ市

標準税収入競争 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額 C	標準財政規模 A+B+C
6,696	9,622	1,159	17,476

1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	債務負担行為に基づき支出予定額	備考
一般会計	37,657	38,343	△ 685	△ 731	1,146	35,150	3,575	
公共用地取得事業特別会計	8	8	0	0	8	32	0	
一般会計等	37,289	37,974	△ 685	△ 731		35,182	3,575	実質赤字額 731

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

⑤ (= -②)
※ ②が負数の場合のみ

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益(歳入)	総費用(歳出)	純損益(形式収支)	資金剰余額/不足額(実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
水道事業会計	1,552	1,454	97	1,120	192	11,948	1,482	法適用
下水道事業特別会計	1,492	1,492	0	0	578	11,255	10,107	
魚市場事業特別会計	7	4	2	2	0	0	0	
用地造成事業会計	1,437	1,437	0	0	1,435	0	0	
国民健康保険特別会計	6,967	7,542	△ 576	△ 582	455	0	0	
老人保健特別会計	15	15	1	1	6	0	0	
後期高齢者医療特別会計	428	421	6	6	152	0	0	
介護保険特別会計	4,672	4,635	38	38	717	0	0	
公営企業会計等 計				584		23,203	11,589	連結実質赤字額 147

(注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用している公営企業である。

2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。

3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△)で表示している。

4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

⑧ (= -②+⑥)
※ ②+⑥が負数の場合のみ

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益(歳入)	総費用(歳出)	純損益(形式収支)	資金剰余額/不足額(実質収支)	左のうち一般会計等負担見込額	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等負担見込額	備考
下北地域広域行政事務組合	6,443	6,374	69	69	0	45	6,983	4,635	
下北医療センター	11,996	11,575	421	△ 5,226	4,299	0	7,958	4,924	法適用
青森県市町村職員退職手当組合	14,983	14,649	335	335	0	0	0	0	
青森県交通災害共済組合	220	192	28	28	0	0	0	0	
青森県市町村総合事務組合	811	792	19	19	0	6	0	0	
青森県市長会館管理組合	6	6	0	0	0	0	0	0	
青森県後期高齢者医療広域連合一般会計	547	475	71	71	0	55	0	0	
青森県後期高齢者医療広域連合特別会計	136,203	132,955	3,248	3,248	0	3,233	0	0	
一部事務組合等 計				△ 1,456	4,299		14,941	9,559	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は正味財産	当該団体からの出資金	当該団体からの補助金	当該団体からの貸付金	当該団体からの債務保証に係る債務残高	当該団体からの損失補償に係る債務残高	一般会計等負担見込額	備考
むつ市土地開発公社	0	12	10	0	0	0	0	48	
財団法人むつ市教育振興会	10	31	10	0	0	-	0	0	
社団法人むつ市臨野沢農業振興公社	△ 7	△ 31	11	7	0	-	0	0	
シライイン株式会社	△ 140	53	3	46	0	-	0	0	
地方公社・第三セクター等 計			34	53	0	0	0	48	

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成20年度 決算A	平成21年度 決算B	差引 B-A
財政調整基金	0	0	0
減債基金	0	0	0
その他充当可能基金	890	1,244	354
充当可能基金計	890	1,244	354

⑫

(注)「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

(単位:%(財政力指数を除く))

財政指標名	平成20年度 決算A	平成21年度 決算B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成20年度 決算A	平成21年度 決算B	差引 B-A
実質赤字比率 (赤字の場合「△」)	△ 8.59	△ 4.18	4.41	12.62	20.00	用地造成事業会計	△ 89.9	0.0	89.9
連結実質赤字比率 (赤字の場合「△」)	△ 11.38	△ 0.83	10.55	17.62	40.00	水道事業会計	89.7	80.7	△ 9.0
実質公債費比率	20.2	19.8	△ 0.4	25.0	35.0	魚市場事業特別会計	34.5	33.9	△ 0.6
将来負担比率	261.4	242.5	△ 18.9	350.0		下水道事業特別会計	0.0	0.0	0.0
財政力指数	0.41	0.40	△ 0.01						
経常収支比率	96.7	98.6	1.9						

- (注) 1. 「実質赤字比率」・「連結実質赤字比率」・「資金不足比率」は負数(△～)で表示しており、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
 2. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律△20%である(公営競技は0%)。
 3. 「資金不足比率」について、事業の規模が零となる場合には、「※」で表示している。
 4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成21年度決算による基準である。

【参考】健全化判断比率(実質公債費比率を除く)の算定方法

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{実質赤字額 ⑤}}{\text{標準財政規模 ①}}$$

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 ⑧}}{\text{標準財政規模 ①}}$$

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 ⑬} - \text{充当可能財源等 ⑭}}{\text{標準財政規模 ①} - \text{算入公債費等の額 ⑮}}$$

・将来負担額 = ③ + ④ + ⑦ + 退職手当負担見込額 + ⑧ + ⑨ + ⑩ + ⑪ + 公的信用保証等に係る損失補償見込額

	7,309 (百万円)	0 (百万円)	71,708
			⑬

・充当可能財源 = 充当可能基金 ⑫ + 充当可能特定歳入 + 基準財政需要額算入見込額

	4,205 (百万円)	30,470 (百万円)	35,919
			⑭

・算入公債費等の額 =

	2,719 (百万円)		
	⑮		

7 健全化判断比率等の分析及び今後の対応方針

(1) 健全化判断比率等の分析

	比率	分 析 欄
①実質赤字比率	4.18%	早期健全化基準(12.62%)は下回っているものの、依然として赤字財政が続いており、平成21年度末の累積赤字額は約7億3千万円となっている。 市町村合併以後に見直しを行った赤字解消計画に基づいた種々の取組により、5年間で累積赤字を15億円超、解消しているが、今後も平成23年度の実質収支の黒字転換を目指して、より一層の経費節減と財源確保を図る必要がある。
②連結実質赤字比率	0.83%	平成21年度においては用地造成事業会計の清算により本指標を大幅に改善することができたが、国民健康保険特別会計の赤字が漸増しており、予断を許さない状況にある。 全庁的な取組による国民健康保険税の滞納額増加の抑止、将来の保険給付費の抑制を目的とした健診受診率の向上等、多角的な施策の展開により、同会計の抜本的な収支改善を図っていく必要がある。
③実質公債費比率	19.8%	早期健全化基準(25.0%)は下回っているものの、地方債協議制度において起債の際に許可が必要な団体となる基準である18%を上回っている。今後も公債費負担適正化計画に基づき、堅実かつ計画性の高い事業実施を図り、地方債の発行を抑制していく必要がある。また、赤字解消後は減債基金への積立を視野に入れた財政運営を図り、比率の改善に最も効果的な公債費の繰上償還を視野に入れていかなければならない。
④将来負担比率	242.5%	本指標は前年度と比較すると20ポイント近く改善しているが、一般会計で負担が見込まれる地方債・企業債の現在高は依然として高額であり、本指標が高い水準にとどまる要因となっている。今後も着実に本指標を改善させていくため、新規発行債の抑制、起債対象事業の計画的な実施に取り組むほか、将来負担額において大きなウェイトを占めている一部事務組合下北医療センターの経営健全化に最大限協力していく必要がある。
⑤資金不足比率		
水道事業会計	—	平成21年度に脇野沢地区の簡易水道事業を統合したほか、合併時からの課題となっていた水道料金の統一を経過措置を設けながらも実現したことにより、これまで以上に経営の健全化・効率化を進める基盤が整備されてきているといえる。しかしながら今後、老朽化した施設・設備の修繕・更新等に要する費用の増加が予想されることから、確度の高い収支予測に基づく計画的な事業実施が求められている。
下水道事業特別会計	—	市内において4箇所の下水道施設と2箇所の漁業集落排水施設が供用を開始しているが、その経過年数の平均は約8年と短く、また、下水道普及率は14.8%と他市町村に比べて著しく低い水準にある。このことから、料金収入だけで維持管理費を賅えず、一般会計からの繰入金をもって収支バランスを保っている。一般会計の負担を出来るだけ少なくするため、今後も建設事業費の縮減、新規の建設市債の発行抑制並びに資本費平準化債の活用を継続するとともに、事業計画の見直し(規模縮小)を視野に入れ、経営の健全化・効率化を進める必要がある。
魚市場事業特別会計	—	ここ数年は使用料収入が大きく変動しておらず、平成21年度においても黒字を計上している。ただし今後、施設の老朽化に伴う修繕・更新費用の支出が見込まれることから、これまでと同様に収入の確保と経営の健全化・効率化に努め、剰余金を活用した基金積立を進めていく必要がある。
用地造成事業会計	—	宅地造成用地と軽工業用地の売却不振等により多額の資金不足を抱えていた本会計であったが、平成21年度において第三セクター等改革推進債を活用したことで資金不足を解消し、本会計は平成21年度末をもって閉鎖となった。

(注)1 「①実質赤字比率」及び「②連結実質赤字比率」は、赤字がある場合に比率を正数で表示し、黒字の場合は「—」と表示している。

2 「④将来負担比率」及び「⑤資金不足比率」は、将来負担額又は資金不足額がない場合は「—」と表示している。

(2) 今後の対応方針

多額の累積赤字を計上していた用地造成事業会計を平成21年度において廃止したことにより、連結実質赤字比率を大幅に改善することができたものの、依然として一般会計や国民健康保険特別会計では赤字となっており、緊迫した財政運営が続いている。しかしながら、一般会計の累積赤字は平成17年度に策定された赤字解消計画にほぼ則した形で順調に解消されつつあり、同計画では平成23年度に黒字転換が図られる見込みとなっている。今後も遅滞なく赤字解消を進め、早期に財政調整基金・減債基金の積立を可能とするために、一層の人員費・公債費等の経常経費の抑制を推し進める一方で、電源三法交付金の有効活用や法定外普通税の導入を目指す等、更なる歳入確保を図ることとする。